

日本機械学会三浦賞規定

2004年3月24日 理事会承認制定
2013年7月10日 理事会一部変更
2017年2月14日 理事会一部変更
2018年2月13日 理事会一部変更

(目的)

第 1 条 この規定は、日本機械学会が、表彰部会に関する規定第7条により、三浦工業株式会社からの寄付金による機械工学系教育課程（大学院修士課程乃至は博士前期課程、あるいはそれらに準ずる機械系教育課程やその集合教育課程）の優秀修了者表彰に関する事項を定める。

(名称)

第 2 条 この規定による表彰を日本機械学会三浦賞（以下「三浦賞」という）という。

(授賞対象者)

第 3 条 三浦賞の授賞対象は、下記の機械工学系教育課程の当該年度の修了者で人格、学業ともに優秀な者とする。

(1) 機械工学系教育課程

(2) その他（機械工学に関係の深い課程のうち特に表彰部会の審議を経て理事会で決定した機械工学系教育課程）

2. その他、上記機械工学系教育課程の修了者と同等以上に優秀と認められる者とする。

(表彰)

第 4 条 表彰は、賞状と副賞（賞名入り記念品）の授与をもって行なう。

2. 表彰は、各学校においてこれを行なう。

(授与件数)

第 5 条 授与件数は、1 機械工学系教育課程につき毎年1名を原則とする。ただし、機械工学系教育課程の該当数（機械工学系カリキュラムを履修し修了する学生の見込み数）が50名を超える場合は、50名を超えるごとに更に1名の増員を申請することができる。

なお、件数の追加修正に関する決定は、表彰部会の議を経てこれを行う。

(受賞者)

第 6 条 三浦賞の受賞者は、毎年2月末日までに各機械工学系教育課程の責任者等より推薦された者とする。

(受賞者の公表)

第 7 条 三浦賞の受賞者の氏名および大学院名は、毎年、本会ホームページ上に公表するものとする。

(経費)

第 8 条 三浦賞に必要な副賞並びに諸経費は、三浦工業株式会社よりの寄付金をもって充当する。

(実施)

第 9 条 三浦賞は、2004年度より実施する。

付 則1. この規定は2018年度実施分より施行する。